船介第1095号 平成25年7月16日

各 施設長・管理者 様

船橋市 介護保険課長 高齢者福祉課長

介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いについて

厚生労働省老健局総務課長ほかより、このことについて通知がありました。

この通知によれば、7月10日に、インターネットにおける、電子メールを利用した従業者間の個人情報共有において、設定が不適切であったために、当該個人情報を第三者が閲覧可能となっていた事例(※)が報道されたところであり、今回、指摘された事案は、個人情報保護法に定める安全管理措置を講じる義務に反する重大な事案と考えられることが示されております。

そこで、貴職におかれましては、従業者間における患者・利用者等の個人情報の共有に当たって、第三者にも閲覧可能な状態となっていないことを確認する等、今後とも個人情報の取扱いについては厳正を期するようお願いします。

なお、厚生労働省総務課長ほかからの通知については、介護保険最新情報 vol. 334 として船橋市ケア倶楽部にて掲載されておりますのでご確認ください。

※ 今般報道された事例

インターネット上で、登録者がメールを共有できるサービスを利用していた医療機関や介護施設において、当該サービスの初期設定が第三者の閲覧制限がかからない状態であるのに、初期設定のままメールのやりとりを行っていた。

このため、患者等の個人情報が、本来共有されるべき医療・介護職員のみならず、一般に誰でも閲覧できる状態になっていたもの。

【問合せ先】

船橋市 介護保険課指定班 047-436-2782 高齢者福祉課施設整備班 047-436-2353 (ケア倶楽部について) 介護保険課総務計画班 047-436-3306